

# 日本財政の計數分析

## 序

わが國の國及び地方團體の財政計數について昭和三十三年度の豫算ないし財政計畫を中心として、なるべく一般むきに解説してみよう。この解説はわが國の經濟全般の動向を前提とするものであるが、これについては他の論文にゆずる。ここでとる方法は、拙著『財政學』その他で試みているものと、だいたい同じである。できうるかぎり、新しい計數によることとした。資料は、つぎの出版物にあるものを、そのまま、又は多少の加工をほどこして、利用した。

(一)大藏省主計局『昭和三十三年度豫算の説明』(昭和三十三年二月)

(二)大藏省主税局『税制主要參考資料集』(昭和三十三年七月)

年七月)

(三)自治廳『地方財政の狀況』(昭和三十三年三月)

(四)自治廳『昭和三十一年度地方財政統計年報』(昭和三十三年三月)

(五)自治廳『地方税制の現状とその運営の實態』(昭和三十三年六月)

(六)大藏省『財政金融統計月報』第八十四號、『昭和三十三年度豫算』(昭和三十三年五月)

右の刊行物は、(五)を除いて毎年公刊されているものである。(四)は大正二年より昭和三十二年まで四十五年の間『地方財政概要』と題して毎年印刷されていたものを改名したものである。(五)はわが國の地方税に關する綿密な解説と統計資料より成る六百三十八頁の貴重な資料である。三十一年にも公刊されたことがあるが、必ず

井 藤 半 彌

しも毎年刊行されない。

計数は、反對の明言のないかぎり、三十二年度及び三十三年度のものは豫算、または財政計畫、それ以前の年度のものは決算である。

外國の場合と同じように、わが國の財政にも、中央政府の財政と地方團體の財政がある。また中央政府の財政にも、一般會計と多くの特別會計(最近では、その數四十餘)のそれがあるほかに、政府關係機關の財政がある。最後のものは、日本專賣公社、日本電信電話公社、日本國有鐵道のような公共企業、並びに國民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、日本輸出入銀行のような公共金融機關である。これ等のものの資本は政府が全額を出資し、運営を國の支配下においているので、その性質は純粹の政府官廳に近く、公的色彩がつよい。また豫算額も、この諸機關のすべてを合計すると、中央政府の一般會計の金額と大差がなく、國民經濟に重大な關係がある。昭和二十四年度以來、この豫算、決算も、國會の審議をうけている。

試みに三十二年度及び三十三年度における國の一般會計、特別會計、政府關係機關及び地方團體の豫算の歳入歳出の合計から、一般會計から地方團體へ支出する補助金、その他各團體間における重複勘定を控除し、わが國財政全體の純計をかかけると、第一表の通りとなる。

特別會計、政府關係機關の金額並びに重複額について、歳

第一表 中央及び地方財政の純計 (單位 億圓)

	入		出	
	33年度	32年度	33年度	32年度
一般會計豫算	13,121	11,846	13,121	11,846
特別會計豫算	31,374	23,381	29,949	22,125
政府關係機關豫算	12,366	11,469	11,069	10,182
計	56,862	46,696	54,140	44,154
内、重複額	20,841	13,677	19,666	12,487
差引純計	36,021	33,019	34,474	31,666
地方財政計畫	12,371	11,471	12,371	11,471
再	48,392	44,490	46,846	43,138
内、重複額	6,283	5,839	6,283	5,839
再差引純計	42,109	38,651	40,562	37,298

て、歳入と歳出の間入と歳出の間に相違があるのは、日本專賣公社のタバコ、その他の專賣益、造幣局や

(3) 日本財政の計數分析

印刷局のような官業特別會計の益金の一般會計への繰入れについて、豫算外納付金の形をとっているためである。これ等の事業會計では、収入と支出の差額(益金)は、一般會計に財源として、くりいれられ、一般會計豫算の歳入に計上され、歳出にあてられているが、この益金繰入額は、事業の諸會計の支出に一般會計へ納付として歳出に計上されないものである。要するに、かかる會計では歳入は歳出よりも多いのである。

二

日本の國家財政部門の國民經濟における地位を明らかにするために、國の一般會計歳出の國民所得にたいする關係を示すと、第二表の通りとなる。

三十三年度の十六パーセントは、事變前の十五パーセントと大差がない。十九年度の歳出は、一般會計と臨時軍事費(戰費)特別會計の純計である。この年度の歳出の國民所得にたいする比率が百三十九パーセントとなっているのは、戰費が、その年の國民所得のほかに、過去から蓄積された國民財産の消耗や外國資源の徵用によってまかなわれたことを物語る。この年に、わが國が外國

第二表 國費と國民所得 (單位 億圓)

	一般會計 歳出(A)	國民所得 (B)	A B
昭和9, 10, 11年平均	22	144	15%
昭和19年度	794	569	139
24年	6,994	27,373	26
25年	6,333	33,815	19
32年	11,846	82,930	14
33年	13,121	84,750	16

の經濟力を利用した額は、三百四十億圓と推定される。

終戰直後の年度にくらべて、國の歳出の國民所得にたいする比率が減少していることに注意すべきである。

しかしこの比率のみによって、國の支出政策の當否を判定することはできない。問題は、支出の内容である。

經費の内容、種類について分析してみよう。經費が國民經濟に及ぼす作用を標準として、これを五大別し、これを消極費と積極費にわけると、第三表となる。

個々の經費の内容については、拙著『財政學』(三十二年發行)四八一―五二頁に解説がある。

第三表 一般會計歲出使途別 (單位 億圓)

	33 年 度	32 年 度
(1) 防衛及び講和關係費	1,759 (13%)	1,660 (14%)
防衛關係費	1,496 (11%)	1,443 (12%)
對外處理費(賠償等)	263 (2%)	217 (2%)
(2) 移轉的經費	3,972 (30%)	3,301 (28%)
國債費	672 (5%)	362 (3%)
恩給費	1,047 (8%)	979 (8%)
地方財政費	2,253 (17%)	1,960 (17%)
(3) 補助費及び扶助費	1,587 (12%)	1,477 (12%)
社會保障費	1,587 (12%)	1,477 (12%)
(4) 經濟助長費	2,861 (22%)	2,603 (22%)
產業經濟費	767 (6%)	827 (7%)
國土保全及び開發費	1,873 (14%)	1,776 (15%)
經濟基盤強化資金	221 (2%)	—
(5) 一般行政費	2,942 (23%)	2,805 (24%)
國家機關費	1,180 (9%)	1,103 (9%)
教育文化費	1,622 (12%)	1,562 (13%)
豫備費	80 (1%)	80 (1%)
その他	60 (1%)	60 (1%)
合 計	13,121 (100%)	11,846 (100%)
消極費((1)+(2)+(3))	7,318 (55%)	6,438 (54%)
積極費((4)+(5))	5,803 (45%)	5,408 (46%)
合 計	13,121 (100%)	11,846 (100%)

最近のわが國では、消極費が一般會計總支出の五十五パーセント内外を占めている。昭和十年頃は、軍事費が一般會計支出の五十パーセント内外を占めていたため、消極費の比率は七十パーセント餘であった。終戦直後は、終戦處理費や價格調整費が多く、昭和二十二年度の如

らみると、ここに多くの問題をはらんでいる。

三

昭和三十三年度における國家支出の一特性は、昭和三十一年度の決算における新規の純粹國庫剩餘金二千億圓

きは消極費の比率は六十四%であった。その後これ等の經費が漸次減少し、昭和二十六年度は四十一パーセントにまで低下した。ところが、その後、防衛關係費、年金恩給、地方團體への交付金等が増加し、最近の年度では、毎年、經費總額の半額をこえている。今後は、つぎの諸經費が増加するため、この比率は、さらに大となるものと豫想される。防衛關係費、戰爭賠償金、外債の元利子費、ガリオア、エロア等によるアメリカの對日援助資金の返還、恩給費、國民年金の創設その他のための社會保障費等々。經濟のみの立場か

(5) 日本財政の計數分析

餘のうち、四百三十六億圓を財政收支平衡基金として留保したものである。このうち二百二十一億圓は「經濟基盤強化資金」として、道路・港灣の整備、科學技術振興、異常災害の復舊その他、一般經濟の發達のための經費の財源として將來使用するために留保されている。残りの二百十五億圓は、中小企業、農林漁業、東南アジア開發、貿易振興、勞使關係の健全化のため、五つの特別法人の基金として出資されることとなっている。これらの資金及び出資金は、すべて資金運用部に預託されている。

いわゆる神武景氣にともなうわが國民經濟の異常な行き過ぎを矯正するため、三十二年夏以來財政金融全般にわたって引締政策がとられているが、その一環として、國庫剩餘金を棚上げして財政支出による刺戟を避け、將來における景氣調節の財源としようとするものである。フィスカル・ポリシーにおいて唱道されている財政均衡資金に外ならない。

最近のわが國の財政、經濟を分析する場合に注目すべきは、中央政府による投融資である。これには、つぎの如きものがある。(一)海運、石炭、製鐵鋼、機械製作、

貿易、電力業等の民間重要産業への貸附、(二)中小企業、農林漁業、住宅建設等、いわば發達のおくれている部門にたいして、その育成その他社會改良的目的をもって行う貸附、(三)地方團體の事業にたいする貸附、(四)日本國有鐵道、日本電信電話公社等の公共企業への投資等。

この資金の源泉のうち、最も重要なのは、政府が郵便貯金、簡易生命保險料等の方法で國民からあつめた資金を管理する資金運用部、簡易生命保險及び郵便年金積立金の資金である。これ以外に産業投資特別會計(重要産業への公共投資のための特別會計)及び一般會計からの支出金、公共企業による公募借入金等がある。これ等の資金は、或は政府自ら直接に、或は日本輸出入銀行、住宅金融公庫等の金融機關を通じて間接に、その對象とする事業乃至團體にたいして低利で貸附、または投資する資金となる。

この投融資の金高は、昭和二十五年頃より最近までは毎年三千億圓乃至四千億圓である。三十三年度の豫算では三千九百九十五億圓である。昭和二十六年より三十年頃までは、日本の企業が外部からうけた設備資金のうち三十パーセント近くは、この方法によるものであった。

第四表 昭和33年度財政投資當初計畫 (單位 億円)

	産業投資特別會計	資金運用部資金	簡易生命保険及郵便資金	小計	公債借入金	計
(1) 民間への資金供給						
開發銀行	10	315	—	325	—	325
電源開發會社	90	254	—	344	—	344
國民金融公庫	—	185	50	235	—	235
中小企業金融公庫	—	225	50	275	—	275
住宅公團	37	85	90	212	100	312
道路公團	—	104	—	104	23	127
その他	140	526	197	863	65	928
計	277	1,694	387	2,358	188	2,546
(2) 政府事業建設投資						
日本國有鐵道	—	170	30	200	85	285
日本電信電話公社	—	20	15	35	—	35
郵政事業	—	—	26	26	—	26
道路整備	—	54	—	54	—	54
その他	—	49	—	49	—	49
計	—	293	71	364	85	449
(3) 地方債計	—	450	400	850	150	1,000
合 計	277	2,437	858	3,572	423	3,995

最近では、戦後の經濟復興も一應完了し、民間の資金が潤澤となったこと、過剰の投資、貸附を抑制する必要が生じたこと等が理由となって、財政投融资の金高は減少し、この比率は十パーセント以下となっている。

由來國家の一般會計の經費には義務的支出の性質のものが多く増減困難なのに反して、この投融资の場合には、國民經濟の動勢に應じて臨機に容易に増減され、その運営において弾力性が大である。例えば昭和二十八年にすんだ消費インフレの對策の一つとして投融资に壓縮が加えられた。また三十二年の夏に國際收支改善策の一環として民間投資を削減する目的で當初の計畫の一部の繰延べ中止が行われたが、その後、情勢の變化に即應して、一部が復活した。こういう風に、その時處における經濟、財政政策の方向は、一般會計の支出に比して、より敏感に、これに反映する。第四表は、三十三年度の當初計畫である。

(7) 日本財政の計數分析

第五表 一般會計歳入 (單位 億圓)

	33 年 度	32 年 度
租 税 及 び 印 紙 收 入	10,259 (78%)	9,893 (83%)
專 賣 納 付 金 (專 賣 益 金)	1,170 (9%)	1,183 (10%)
官 業 益 金 及 び 官 業 收 入	153 (1%)	147 (1%)
政 府 資 産 整 理 收 入	105 (1%)	87 (1%)
雜 收 入	432 (3%)	345 (3%)
前 年 度 剩 餘 金 收 入	1,002 (8%)	191 (2%)
合 計	13,121 (100%)	11,846 (100%)

内譯を示すものである。  
このうち地方譲與税は、國税の形で中央政府によって

りである。  
つぎは一般會計の歳入である。その内容は第五表の通

四

租税及び印紙收入及び專賣益金という廣義の租税が全收入の九十パーセント内外をしめている。昭和二十二年年度以來、一般會計では公債を財源としていない。つぎに租税について解説する。

第六表(次ページ)は、最近におけるわが國の國税稅收入の

課徴されるが、その收入のすべては地方團體にたいして、人口、道路面積等を標準として分與される。この收支は「交付税及び譲與税配付金特別會計」で經理される。形式は國税であるため、この稿では、反對の明言がないかぎり、國税として取扱われている。

地方譲與税は、しばらくおき、普通の國税の收入についてみると、現在では所得課税(所得税と法人税)が全租税收入の五十パーセント以上をしめている。酒税及び專賣益金がこれにつぐ。

とくに注目すべきは法人税收入の激増である。以前は個人の所得稅收入が多く、シャウプ稅制實施の前年たる二十四年度の如きは、普通の國税收入中において占める比率は、所得稅四十四%、法人稅十%であったが、次第に法人稅收入の割合が大となり、三十二年度には國税中第一位となり、所得稅の二十一パーセントにたいして、法人稅三十一パーセントとなった。これは大法人の収益増大と稅負擔の輕減を目的とする個人企業の法人への組織替(いわゆる法人成)の結果である。法人數をみると、二十四年三月末の十七萬八千にたいして最近は三十四萬六千に増大し、分配國民所得中、法人所得の占める割合

第六表 租税収入 (單位 億円)

	33 年 度	32 年 度
(A) 普通の國税		
所得税	2,448 (21%)	2,301 (21%)
源泉徴収税	1,939	1,729
申告納税	509	572
法人税	3,311 (29%)	3,396 (31%)
相續税	76 (1%)	79 (1%)
再評價税	42 (0%)	38 (0%)
酒税	1,958 (17%)	1,810 (16%)
砂糖消費税	531 (5%)	532 (5%)
揮發油税	556 (5%)	504 (5%)
物品税	440 (4%)	373 (3%)
トランプ類税	3 (0%)	2 (0%)
取引所税	6 (0%)	6 (0%)
有價証券取引税	19 (0%)	18 (0%)
通行税	32 (0%)	21 (0%)
關稅	444 (4%)	484 (4%)
とん税	6 (0%)	5 (0%)
印紙收入	388 (4%)	315 (3%)
專賣益金計	1,170 (10%)	1,183 (11%)
	11,429 (100%)	11,076 (100%)
(B) 地方讓與税		
入場税	183	177
地方道路税	132	114
特別とん税	7	6
合計	322	297
(A)及び(B)の合計	11,751	11,373

は、二十四年の五パーセントにたいして三十二年十一パーセント、三十三年十パーセントとなっている。また最近の法人總數、三十四萬六千のうち、所得二百萬圓以下の會社は、その數において九十パーセントを占めるのたいして、その所得高においては、わずかに十五パーセントをしめるに過ぎない。

産力の減退、國民道德の低下、稅務機構の弱化等の諸事情があり、これが原因となつて進歩的稅制のための前提條件が崩壊したためにとられたのである。

なお注意すべきは、終戦後の日本では直接税と間接税の分類は、それ以前の場合において有していたような重

國税を直接税と間接税に區分すると、第七表(次ページ)の通りである。

日華事變以前の時期には間接税の比重が大であつたが、戰爭中は直接税のそれが増大した。終戦後は再び間接税の比重が大となった。一見、これは望ましい傾向とはいえない。しかし終戦直後の日本ではインフレーションによる經濟の混亂、生

(9) 日本財政の計數分析

第七表 直接税と間接税 (單位 億圓)

	直接税	間接税	合計
昭和9, 10, 11年平均	4.3(35%)	7.9(65%)	12.2(100%)
昭和19年	84 (65%)	45 (35%)	129 (100%)
24年	3,444 (54%)	2,920 (46%)	6,364 (100%)
25年	3,136 (55%)	2,572 (45%)	5,708 (100%)
32年	5,814 (51%)	5,559 (49%)	11,373 (100%)
33年	5,878 (50%)	5,873 (50%)	11,751 (100%)

擔し、間接税は主として大衆が負擔するものと解して大過ないのであるが、戦後の日本では兩税種を負擔するものは、多くは同じ所得階層の人々であって、直接税とい

要性を失っていることである。空襲その他による戦災、インフレーション、大農地の小作人への強制分割、労働組合の強化、臨時の財産税、大財閥の解體、資本及び企業の過度の集中排除等の一連の諸事實及び諸政策によって、第二次大戦後における國民間の富の分配關係は、第一次大戦後における不平等化現象に反して、今回では、これとは逆に平等化した。大ざっぱに言って、直接税は主として富者が負擔

っても大衆課税の色彩がつよい。三十三年の所得税の申告納税について、一年の所得高五十萬圓以下のものが占める比率をみると、申告總人員二百十五萬七千人のうち七十八パーセント、申告所得總額九千七百九十億圓のうち五十五パーセントと推算される。また給與所得のうち課税の対象となるものについて分析すると、年所得五十萬圓以下のものは、課税總人員八百七十一萬八千人のうち八十四パーセント、この課税所得總額三兆三百三十億圓のうち六十七パーセントである。五十萬圓を卸賣物價指數で日華事變前の貨幣價値に換算すると、約一千四百圓となる。當時個人の第三種所得税の免稅點が一千二百圓であった事實と對比すると、現在の年所得五十萬圓以下の階層の大部分のものは、事變前ならば當然課税されなかつたこととなる。個人所得税の納税者數も事變直前は人口六千八百萬人中、つねに百萬人以下であつたのに對して、三十三年では人口九千二百萬人のうち約一千萬人である。

つぎに所得税の対象となる納税者その他について、所得階層別分布を戦前と戦後について比較してみよう。

第八表 階層別所得税負擔の百分率

所得階層	昭和10年度				昭和33年度(豫算)			
	納税人員 (千入) (679)	所得金額 (億圓) (7,796)	所得税額 (億圓) (377)	實效税率	納税人員 (千入) (10,875)	所得金額 (億圓) (40,125)	所得税額 (億圓) (2,541)	實效税率
萬圓超—萬圓以下	%	%	%	%	%	%	%	%
20					20	9	2	1.6
20—30					27	18	6	1.9
30—50	28	11	2	0.9	36	37	20	3.5
50—100	45	26	8	1.6	14	25	34	8.6
100—200	18	22	13	3.0	2	7	17	15.9
200—500	7	18	19	4.9	0.5	3	13	25.0
500—1,000	1.5	8.6	14	7.8	500萬圓超 0.07	1.4	8.4	38.5
1,000萬圓超	0.7	14.5	44	14.6				
合計	100	100	100	4.8	100	100	100	6.3

昭和十年の第三種所得税(個人の綜合所得税)における課税所得金額と所得税額とを、經濟企畫廳調、綜合物價指數を基礎として、三十三年度の價値に換算し(昭和九年乃至十一年平均一にたいする三四・五倍)、三十三年度のそれと比較すると、第八表の通りとなる。

年所得二百萬圓を超えるものが、課税の對象となる所得總額中において占める比率をみると、三十三年では、わずかに四・四パーセント(百萬圓を超えるものは十一・四パーセント)に過ぎないのに對して、十年では四十一・一パーセント(百萬圓を超えるものは六十三・一パーセント)である。

こういう風に高額所得者が少いというところに、現在の日本の租税政策のむつかしさがある。國庫收入という點からみると、小所得者の負擔軽減、それにかわる大所得者の重課という進歩的合理的政策が實行困難なのである。また低額所得にたいする所得税を軽減して、その負擔を消費税に移すべしという提案があるが——その當否は、しばらくおき——その論據の一つもここにある。

つぎに所得税の所得種類別の負擔を比較すると、第九

## (11) 日本財政の計数分析

第九表 所得税の所得種類別負擔 (單位 億圓)

		同種の所得 合計(A)	納税者の 所得(B)	所得税 額(C)	所得税の	C	C
					課税範圍	(B/A)	A
勤勞所得	昭和25年度	14,149	11,001	1,244	77.8%	8.8%	11.3%
	33年度	45,020	30,333	1,567	67.4	3.5	5.2
個人農業所得	25年度	6,941	2,233	163	32.2	2.4	7.3
	33年度	10,450	1,652	36	15.8	0.3	2.2
個人營業所得	25年度	6,860	2,888	553	42.1	8.1	19.1
	33年度	13,011	3,596	257	27.6	2.0	7.1
その他の個人 事業所得	25年度	1,248	462	75	37.0	6.0	16.2
	33年度	2,709	682	83	25.5	3.1	12.2
以上合計 (I)	25年度	29,198	16,584	2,035	56.8	7.1	12.6
	33年度	71,190	36,263	1,943	50.9	2.7	5.4
個人所得合 計(II)	25年度	30,699	—	2,157	—	7.0	—
	33年度	78,450	—	2,427	—	3.1	—

注意：個人所得合計(II)は、(I)にそれ以外の個人所得を加算したものである。

表が明かにするように、その間に、かなりの相違がある。

昭和二十五年にくらべて、三十三年では、各所得とも負擔が軽減されているが、農業所得の負擔が、もっとも小であることは注目を要する。例えば、所得税の所得にたいする割合C/Aをみると、三十三年度は、勤勞所得三・五パーセント、農業所得〇・三パーセント、營業所得二パーセント、その他の事業所得三・一パーセントである。所得税の納税者所得にたいする割合C/Bは、勤勞所得五・二パーセント、農業所得二・二パーセント、營業所得七・一パーセント、その他の事業所得十二・二パーセントである。

租税の内容、負擔の配分問題をはなれ、租税總高について吟味してみよう。

國税及び地方税の収入の國民所得にたいする比率は、第十表(次ページ)の通りである。

この比率は、二十四年の二十九パーセントを最高として、その後低下し、最近では二十パーセント内外であつて、事變前の一・五倍となっている。

終戦後における消費生活の内容は日華事變以前のそれ

第十表 租税負擔と國民所得 (單位 億圓)

	國稅(A)	地方稅(B)	合計(C)	國民所得(D)	$\frac{C}{D}$
昭和9, 10, 11年の平均	12	6	18	144	13%
昭和19年度	129	9	137	569	24
24年度	6,364	1,424	7,788	27,373	29
25年度	5,708	1,883	7,591	33,815	22
32年度	11,373	4,605	15,978	82,930	19
33年度	11,751	5,105	16,856	84,750	20

に比較すると、かなり低下している。例えば都市の俸給生活者(家族五人)の生計費において食費が占めている割合をみると、事變前は三十四パーセントであったのに對して、二十二年は六十五パーセント、二十四年は六十パーセント、最近では四十四パーセントである。このエンゲル係數を基礎として、國民所得から食料費——これを最小生活費と假定する——と推定される金額を控除した殘高、即ち自由所得を算出し、これを負擔能力の最大

限と看做し、租税のこれにたいする割合をもとめると、日華事變直前は十九パーセント、二十二年は五十一パーセント、二十四年七十二パーセント、最近では三十五パーセントとなり、現在の租税負擔は事變前の一・八倍となる。

## 五

わが國では、昭和二十二年以來今日まで中央政府の一般會計の財源として公債は發行されていらない。特別會計、政府關係機關及び地方團體では、毎年發行している。中央、地方の財政における公債未償還高を示すと、第十一表(次ページ)の通りである。

この表における「内國債」は、内國の長期國債のみである。中央政府の債務としては、このほかに、三十三年三月末現在において外國債八百七億圓、短期證券(食糧證券、外國爲替資金證券)二千六百三十億圓がある。これに第十一表の長期内國債四千五十八億圓を加えると、八千四百九十五億圓となる。このほかに戦争賠償金未拂高三千百億圓、ガリオア、エロアによるアメリカ合衆國よりの債務十八億六千三百萬ドルがある。

(13) 日本財政の計數分析

第十一表 公債未償還高 (單位 億圓)

	内國債(A)	國民所得(B)	$\frac{A}{B}$	地方債
昭和10年度末	85	135	63%	34
19年度末	1,067	569	188	50
24年度末	2,907	27,373	11	724
25年度末	2,412	33,815	7	1,117
32年度末	4,058	82,930	5	8,100
33年度末	4,082	84,750	5	8,600

地方財政に、困難な問題が多いのである。終戦後、地方自治、地方分権の要望が大となるにともなう、地方團體の行政活動が大となり、第十二表が明らかにするように、地方費は國費に比して急速に膨脹する傾向をしめしてきた。

しかし中央財政における内國長期債による財政負擔は、昭和十九年當時とは異なり、現在は、きわめて小であつて、この現在高の國民所得にたいする割合は第十一表が示すように、わずかに五パーセントである。問題は地方債の累増にある。

六.

現在日本の財政生活では、中央財政よりも

第十二表 國費と地方費 (單位 億圓)

	國費(A)	地方費(B)	$\frac{B}{A}$
昭和10年	22	21.6	98%
19年	794	39	5
24年	6,994	3,915	56
25年	6,333	5,226	83
31年	10,692	12,620	118
32年	11,846	11,471	97
33年	13,121	12,372	94

にみると、第十二表の計數よりも、はるかに多いのである。元來、國家及び地方團體は、國稅及び地方稅の形式で國民から資金を徵收してその財政を運営しているが、注意すべきは、國稅收入はすべて國の行政に、地方稅收入はすべて地方行政に充當されるものと考へてはならないことである。國はその稅收入の一部分を地方交付稅、讓與稅、補助金として地方團體に支給して、地方費の財源の充實をはかり、逆に地方團體では國の直轄事業の經費の一部分について、國家に負擔金を支出している。つ

地方費の國費にたいする割合をみると、昭和十九年の五パーセントにたいして、最近では百パーセント内外となつていゝ。今後、この傾向はつづくものと豫想される。ところが、地方團體の經費は、實質的

第十三表 國と地方團體間の租税收入の實質分配 (單位 億圓)

	33年			32年		
	金額	比率 (甲)	比率 (乙)	金額	比率 (甲)	比率 (乙)
國	税 (A)	11,751	70%	11,373	71%	
	地方交付税及び譲與税 (B)	2,562		2,251		
	國庫の純稅收 (A-B) (C)	9,189		9,122		
	地方團體への國庫支出金 (D)	3,092		2,961		
	國の直轄事業に對する地方團體の負擔金 (E)	80		80		
	國庫の純收入 (C-D+E) (F)	6,177		6,241		39
地方團體	地方税 (a)	5,105	30	4,605	29	
	地方交付税及び譲與税 (b)	2,562		2,251		
	地方團體の純稅收 (a+b) (c)	7,667		6,856		
	國庫支出金 (d)	3,092		2,961		
	國の直轄事業に對する地方團體の負擔金 (e)	80		80		
	地方團體の純收入 (c+d-e) (f)	10,679		9,737		61
	租税總額	16,856	100	15,978	100	100

きの第十三表は、この關係を顧慮して、國稅地方稅收入の最終的歸屬を示すものである。

三十三年度では比率(甲)が明かとするように、租稅總額における國稅と地方稅の割合は七十パーセント對三十パーセントであつて、國稅の方が、はるかに多いのであるが、最終的實質的配分、即ち比率(乙)では、國が三十七パーセントにたいして、地方團體は六十三パーセントである。昭和十年度では比率(甲)において六十五パーセント對三十五パーセント、比率(乙)では五十二パーセント對四十八パーセントである。

七

最近における地方財政計畫によつて、その歳出歳入の總計を示すと、第十四表及び十五表の通りとなる。歳入において給與費その他の消費的經費が六十パーセントを超えている。また歳入において地方稅收入が歳入中にしめる比率は四十パーセント餘であつて、國の九十パーセント(第五表参照)にくらべて極めて小であり、その歳入の四十五パーセント餘が國庫よりの支

(15) 日本財政の計数分析

て、出金（地方譲與税、地方交付税、補助金その他）であつて、中央依存の程度が大である。

第十四表 地方團體歳出（單位 億円）

	33年	32年
(1) 消費的経費	7,659 (62%)	7,287 (64%)
給與費	4,733 (38%)	4,436 (39%)
恩給及び退職料	218 (2%)	214 (2%)
その他の	2,708 (22%)	2,637 (23%)
(2) 公債費	828 (7%)	767 (7%)
(3) 投資的経費	3,720 (30%)	3,256 (28%)
公共事業費	2,960 (24%)	2,696 (23%)
失業対策事業費	341 (2%)	302 (3%)
維持補修費	419 (4%)	258 (2%)
(4) 地方交付税の不交付團體における平均水準を超える必要経費	165 (1%)	161 (1%)
合計	12,372 (100%)	11,471 (100%)

第十五表 地方團體歳入（單位 億円）

	33年	32年
(1) 地方税	5,105 (41%)	4,605 (40%)
(2) 地方譲與税	322 (2%)	297 (2%)
(3) 地方交付税	2,240 (18%)	1,954 (17%)
(4) 國庫支出金(補助金等)	3,092 (25%)	2,961 (26%)
(5) 地方債	450 (4%)	520 (5%)
(6) 手数料	402 (3%)	388 (3%)
(7) 雑収入	760 (6%)	747 (7%)
合計	12,372 (100%)	11,471 (100%)

て、都道府縣では、わずかに二十八パーセントである。外の市四十六パーセント、町村四十パーセントにたいして、都道府縣では、わずかに二十八パーセントである。

昭和三十一年度の決算によつて、歳出を都道府縣と市町村別にすると、第十六表(次ページ)の通りとなる。各團體を通じて教育費が多い。ことに都道府縣では、三十パーセントを占めている。しかし歳出の比率については各團體間に大差がない。これに反して歳入の側では、第十七表(次ページ)が示すように、團體間に、かなり大なる程度の相違がある。租税の歳入において占める比率は地方團體合計では三十五パーセントであるが、五大市が五十五パーセント、それ以外

第十六表 31年度地方團體別歳出 (單位 億圓)

	都道府縣	五大市	市	町	村	特別區	合計
議會費	30 (0.4%)	5 (0.7%)	42 (2%)	37 (2%)	6 (3%)	119 (1%)	
廳(役所)費	615 (8%)	147 (22%)	424 (18%)	372 (19%)	50 (26%)	1,609 (13%)	
警察費	604 (8%)	31 (5%)	88 (4%)	67 (4%)	—	790 (6%)	
土木費	1,104 (15%)	104 (15%)	226 (10%)	194 (10%)	20 (11%)	1,648 (13%)	
教育費	2,476 (33%)	107 (16%)	418 (18%)	437 (23%)	81 (42%)	3,519 (28%)	
社會及び勞働施設費	642 (9%)	128 (19%)	437 (18%)	129 (7%)	5 (2%)	1,341 (11%)	
保健衛生費	168 (2%)	44 (7%)	100 (4%)	69 (4%)	0.4 (0.2%)	381 (3%)	
産業經濟費	961 (13%)	17 (2%)	145 (6%)	201 (11%)	3 (1%)	1,327 (11%)	
財産費	25 (0.3%)	4 (0.5%)	37 (1%)	56 (3%)	4 (2%)	125 (1%)	
統計調査費	7 (0.1%)	0.4 (0.1%)	2 (0.1%)	2 (0.1%)	0.1 (0.1%)	11 (0.1%)	
選舉費	17 (0.2%)	1 (0.2%)	9 (0.3%)	8 (0.4%)	1 (0.6%)	36 (0.3%)	
公債費	453 (6%)	45 (7%)	151 (6%)	93 (5%)	0.2 (0.1%)	743 (6%)	
諸支出金	204 (3%)	22 (3%)	139 (6%)	153 (8%)	21 (11%)	539 (4%)	
前年度繰上充用金	138 (2%)	24 (3%)	171 (7%)	99 (5%)	0.1 (0.1%)	431 (3%)	
合計	7,443 (100%)	680 (100%)	2,390 (100%)	1,916 (100%)	191 (100%)	12,620 (100%)	
消費的經費	4,712 (63%)	363 (54%)	1,253 (52%)	995 (52%)	126 (66%)	7,449 (59%)	
公債費	444 (6%)	45 (7%)	152 (6%)	94 (5%)	0.2 (0.1%)	736 (6%)	
投資的經費	2,132 (29%)	242 (36%)	785 (33%)	686 (36%)	65 (34%)	3,910 (31%)	
その他	154 (2%)	30 (4%)	200 (8%)	141 (7%)	0.4 (0.2%)	525 (4%)	
合計	7,443 (100%)	680 (100%)	2,390 (100%)	1,916 (100%)	191 (100%)	12,620 (100%)	

第十七表 31年度地方團體別歳入 (單位 億圓)

	地方稅	地方交付稅讓與稅 國庫支出金合計	その他	歳入合計
都道府縣	2,103(28%)	3,690(49%)	1,796(23%)	7,589(100%)
市町村	2,394(45%)	1,148(22%)	1,732(33%)	5,274(100%)
五大市	381(55%)	116(17%)	196(28%)	693(100%)
市	1,116(46%)	519(22%)	785(32%)	2,420(100%)
町村	782(40%)	514(26%)	653(34%)	1,949(100%)
特別區	117(56%)	—	95(44%)	212(100%)
合計	4,499(35%)	4,839(38%)	3,525(27%)	12,893(100%)

(17) 日本財政の計數分析

第十八表 31年度富裕貧困團體の財源 (單位 億圓)

	道府縣稅	地方交付稅、讓與稅、國庫支出金合計	その他	歳入合計	縣民所得
東京都	605(56%)	187(18%)	292(26%)	1,084(100%)	167
大阪府	203(57%)	76(22%)	75(21%)	354(100%)	147
神奈川縣	101(47%)	53(25%)	61(28%)	215(100%)	125
愛知縣	130(44%)	106(35%)	61(21%)	297(100%)	119
兵庫縣	97(41%)	99(41%)	43(18%)	239(100%)	124
鳥取縣	6(11%)	38(70%)	11(19%)	55(100%)	77
岩手縣	13(11%)	77(69%)	23(20%)	113(100%)	72
高知縣	10(10%)	61(66%)	22(24%)	93(100%)	?
徳島縣	9(9%)	59(64%)	25(27%)	93(100%)	77
鹿兒島縣	13(9%)	107(71%)	30(20%)	150(100%)	62

備考：「縣民所得」は全國平均を100とした一人當分配所得指數である。年度は昭和30年度。

資本主義社會の財政において、その代表的財源である租稅收入が、かくも少いことは、何と云つても變態的現象である。個々の都道府縣別に、その財源をみると、この傾向は貧

困縣において、ことに甚しく、鹿兒島縣、徳島縣の如きは各、九パーセントに過ぎない。第十八表は富裕團體と貧困團體のうち代表的の諸府縣の財源の内容を示すものである。例えば兩極をみると、東京都では都稅收入が五十六パーセント、國よりの諸支出（地方交付稅、讓與稅及び國庫支出金）が十八パーセントにたいして、鹿兒島縣では縣稅收入九パーセント、國よりの諸支出は七十一パーセントとなつてゐる。個々の稅率その他の稅制をみると、貧困縣の方が富裕縣のそれに比して、概して重課されてゐるにもかかわらず、かかる現象がある事由は、要するに住民の經濟力に大差があるためである。第十八表の縣民所得一人當平均を比較すると、東京都百六十七にたいして、鹿兒島縣は六十二である。市町村稅でも、これを團體別にみれば、その財源内容に大差がある。三十三年八月一日現在三千六百七十一ある市町村のすべてについての計數は不明であるが、市町村の全歳入及び市町村稅收入を府縣別にわけ、市町村稅收入が全歳入においてしめる比率をみると、五十パーセントを超えるのは、つぎの諸團體内の市町村である。栃

本縣(五十七%)、東京都(五十五%)、滋賀縣(五十五%)、埼玉縣(五十四%)、大阪府(五十四%)、神奈川縣(五十三%)、新潟縣(五十二%)、静岡縣(五十一%)、愛知縣(五十一%)、千葉縣(五十%)。逆に、この比率が三十五パーセント以下のものは、つぎの諸團體内の市町村である。岩手縣(三十四%)、島根縣(三十二%)、高知縣(二十九%)、鹿児島縣(二十九%)、和歌山縣(二十七%)。

また個々の市についてみると、この比率が七十パーセントを超えるものは、つぎの諸市である。愛知縣舉母市(七十八%)、栃木縣日光市(七十七%)、静岡縣富士市(七十五%)、滋賀縣長濱市(七十五%)、東京都武蔵野市(七十三%)、千葉縣市川市(七十二%)、大阪府箕面市(七十一%)、愛知縣津島市(七十一%)、滋賀縣大津市(七十%)。また二十パーセント以下のものは、つぎの諸

市である。長崎縣松浦市(十八%)、和歌山縣御坊市(十八%)、高知縣土佐清水市(十七%)、三重縣熊野市(十六%)、岩手縣久慈市(十五%)、鹿児島縣名瀬市(十一%)。

これについては、自治廳『地方税制の現状とその運営の實態』(昭和三十三年六月)の第三章に、全國のすべての市、府縣別の市町村についての、くわしい計數がでて

いる。

要するに、地方團體では歳出の側において團體間に大差がなく、また削減不可能のものが多く、弾力性が小であるのに反して、その經濟力、獨立税源に大差がある。國家による地方團體間の財政調整が必要な所以である。

(一橋大學學長)